

池袋地区地下街等浸水対策計画 (更新)

令和7年3月
東京都地下街等浸水対策協議会
(池袋地区部会)

更新履歴

平成 28 年 12 月	・ 初版
令和 2 年 3 月	・ 章構成変更 ：第 2 章 浸水の想定 ⇒ 1－4 目標とする豪雨 ：第 3 章 連絡体制および情報共有伝達 ⇒ 第 2 章 情報収集及び伝達 ：第 5 章 地下浸水防止対策 ⇒ 第 4 章 浸水防止対策 ：第 6 章 防災教育の実施 ⇒ 第 5 章 防災教育 ：第 7 章 訓練の実施 ⇒ 第 6 章 防災訓練 ・ 目標降雨を東海豪雨から想定最大規模降雨に変更
令和 6 年 3 月	・ 対象施設・範囲を示す地図を更新 ・ 目標とする豪雨に局地的大雨を追加 ・ 構成員を更新
令和 7 年 3 月	・ 構成員を確認 ・ 必要に応じて構成員および対象施設・範囲を示す地図を更新

目 次

はじめに	1
第1章 計画の基本事項	2
1-1 目的	2
1-2 協議会	2
1-3 対象施設・範囲	4
1-4 目標とする豪雨	5
1-5 計画の位置付け	7
第2章 情報収集及び伝達	7
2-1 情報収集	7
2-2 情報伝達	7
第3章 避難誘導	8
3-1 避難誘導の原則	8
3-2 避難誘導の開始時期	8
3-3 避難経路及び避難場所	8
3-4 避難誘導の留意事項	8
第4章 浸水防止対策	9
4-1 浸水防止施設等の把握	9
4-2 浸水防止施設等の設置	9
4-3 浸水防止施設等の管理	10
4-4 浸水防止施設等の整備	10
第5章 防災教育	10
第6章 防災訓練	11
第7章 計画の更新	11
7-1 計画の更新	11
7-2 計画の使用	11

はじめに

東京のターミナル駅周辺では、地下街や鉄道駅のコンコース、駐車場などが複雑に繋がり、加えて、こうした施設に地下で繋がっている隣接ビルも多い。こうした地下施設は集中豪雨などにより浸水のおそれが高く、これまでも度々大規模な水害被害に見舞われている。

このため、地下を有する施設では、防災対策の一環として浸水被害を軽減する対策に取り組んでいる管理者も少なくない。

一方、2000 年(平成 12 年)9 月に発生した東海豪雨では、名古屋市内の地下街等で浸水被害が発生している。このとき、地下街等の管理者は出入口に止水板を設置し道路からの浸水を防止した。しかし、地下で繋がっている隣接ビルからの浸水を防ぐことができず、地下の広範囲に被害が広がっており、管理者間で連携した浸水対策の必要性が改めて認識されることとなった。

近年、地球温暖化の進行などにより異常気象が増加傾向と言われている。統計的にも時間 50 ミリを超える集中豪雨も都内では増加している。また、2019 年(令和元年)10 月には台風第 19 号により、都内においても、河川の氾濫や家屋被害など大きな浸水被害を受けた。こうした豪雨から地下施設の利用者や業務従事者の安全を確保し、施設などの被害を軽減するためには地下施設の管理者全てが連携して浸水対策に取り組むことが極めて重要である。

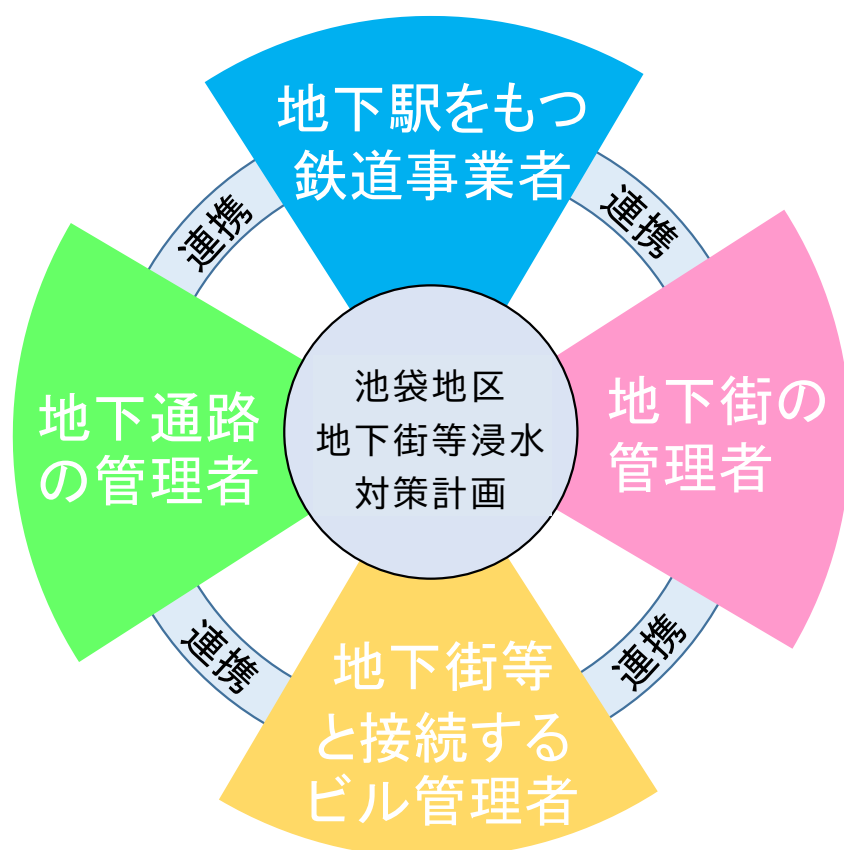


図 1 本計画の位置付けイメージ

第1章 計画の基本事項

1-1 目的

- ・ 本計画は豪雨災害に対して、各施設管理者が情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導等に関して相互の連携方法を予め定めることにより、浸水対策を効果的に実行することを目的とする。
- ・ 本計画は、地下街等（連担する地下施設で、地下街や地下駅コンコース、地下駐車場、および、これらに接続するビル地下施設などから成る地下空間）における滞在者の人命保護を第一目標とする。またあわせて、施設内の被害軽減を図り、浸水による影響が無くなった後、速やかに施設業務が再開されるよう効果的な浸水対策の実施を目指すものである。

1-2 協議会

- ・ 地下街等で連携して浸水対策に取り組むため、「東京都地下街等浸水対策協議会（以下、「協議会」という。）」を設置する。
- ・ 協議会は、連携を図る必要が認められる施設管理者等（所有者又は、管理者）を協議会の構成員として、協議会への参加を求めることとする。
- ・ 協議会には、池袋駅周辺の地下街等の浸水対策を促進するために、「池袋地区部会（以下、「部会」という。）」を設置し、「池袋地区地下街等浸水対策計画」の策定、改定を行う。また、部会の構成員は、この計画に基づき、連携した浸水対策を実行する。
- ・ 部会の構成員の代表者を幹事とし、幹事は協議会幹事会に参加する。
- ・ 協議会には事務局を設置し、事務局は協議会の円滑な運営に努める。
- ・ 部会における構成員は、表1のとおりとする。

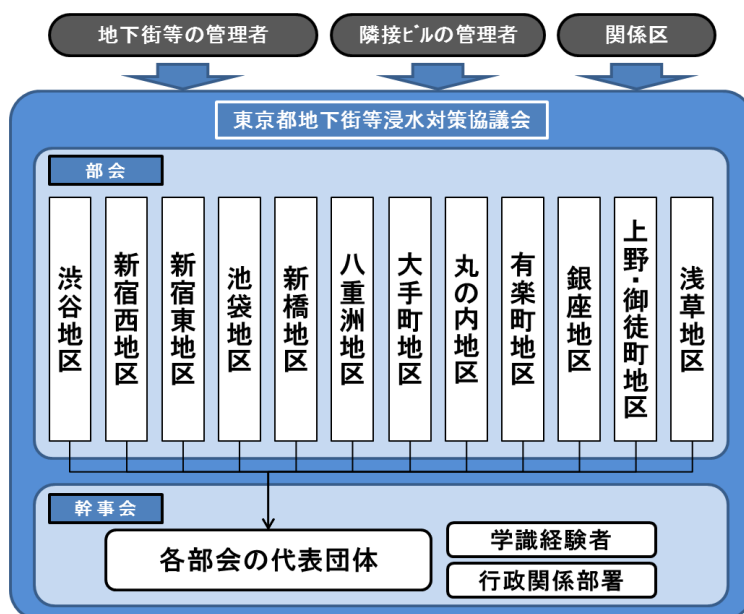


図 2 協議会の構成イメージ

表1 池袋地区部会の構成員（施設名称、管理者等名称など）

施設名称	管理者等名称	備考
JR東日本 池袋駅	東日本旅客鉄道(株)	(幹事)
東武東上線 池袋駅	東武鉄道(株)	(幹事)
東京メトロ 池袋駅	東京地下鉄(株)	(幹事)
西武池袋線 池袋駅	西武鉄道(株)	(幹事)
メトロポリタンプラザビル	(株)JR東日本ビルディング	
東武ホープセンター	(株)東武百貨店	(幹事)
東武百貨店池袋店	(株)東武百貨店	(幹事)
池袋ウエストパークビル	新生サービス(株)	
東京芸術劇場	公益財団法人東京都歴史文化財団	
第17野萩ビル・楽園池袋店	(株)浜友A.L.	
城北ビルディング	北光自動車交通(株)	
Esola池袋	(株)メトロプロパティーズ	
西武池袋本店	(株)そごう・西武	(幹事)
池袋ショッピングパーク	(株)池袋ショッピングパーク	(幹事)
ヤマダ電機LABI1日本総本店 池袋	(株)ヤマダ電機	
池袋PARCO	(株)パルコ	
池袋西口共同ビル	清水建設(株)	
—	豊島区	(幹事)

1-3 対象施設・範囲

- 池袋駅周辺の地下街等（連担する地下施設で、地下街や地下駅コンコース、地下駐車場、および、これらに接続するビル地下施設などから成る地下空間）のうち、管理者が異なる施設が繋がって地下空間を構成している範囲を計画の対象範囲とする。
- 対象範囲の施設は、前述の「管理施設名」のとおりとし、以下に図示する。

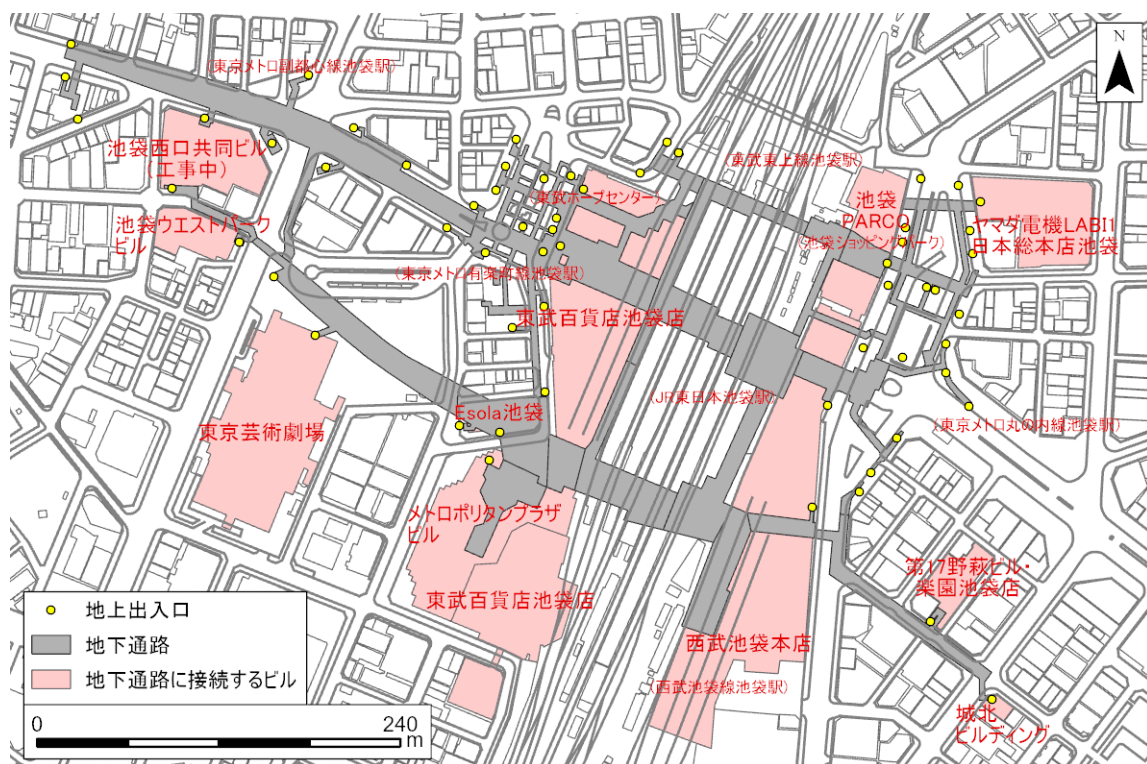


図3 対象施設

1-4 目標とする豪雨

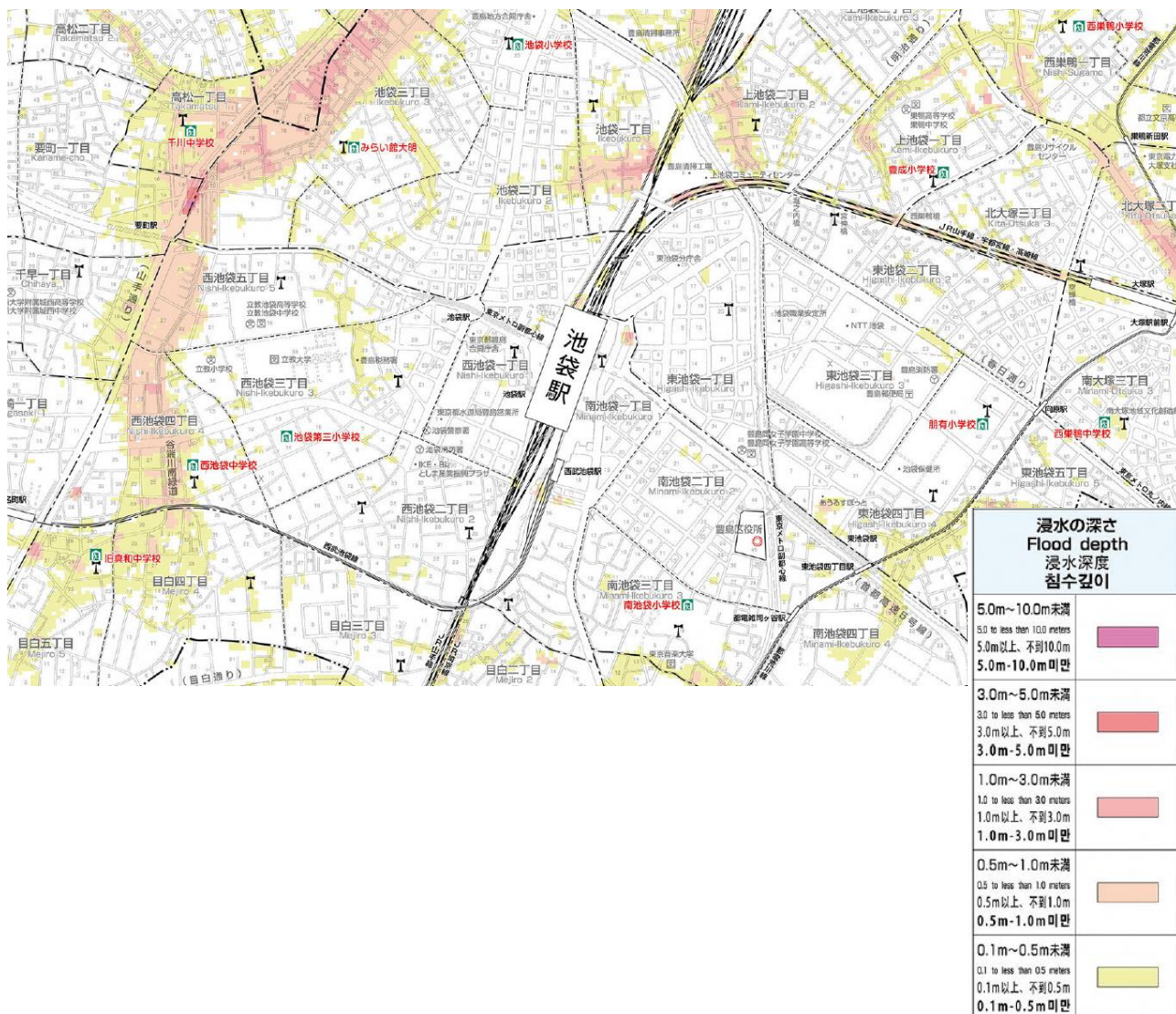
- ・ 近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により豪雨災害が激甚化・頻発化しており、今後も降水量の増大が懸念されている。そのような中、避難誘導や浸水防止対策を迅速かつ的確に行うため、対応の時間軸が異なる二つの事象を考慮する。
- ・ 台風や前線の発達に伴う大雨は、事前予測が可能で、体制構築の時間を確保しやすい。一方、局地的大雨は、事前予測が困難で、降り始めから浸水発生までの時間が非常に短い。
- ・ このため、本計画は、台風等による想定最大規模降雨及び局地的大雨を想定する。

(1) 想定最大規模降雨

- ・ 東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域図(改定)」「(平成 30 年 3 月作成)」、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図(改定)」「(令和元年 5 月作成)」、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図(改定)」「(令和 3 年 3 月作成)」に基づく浸水を想定した内容とする。(図4参照)
- ・ 図4は、地上の浸水予想区域を着色したものであり、地下においては着色されていない範囲にも浸水が広がる可能性がある。

(2) 局地的大雨

- ・ 下水道の排水能力を超える局地的大雨による浸水を想定した内容とする。



豊島区洪水・内水ハザードマップ

- ・作成主体：豊島区（平成30年3月東京都が作成した神田川流域浸水予想区域図（改定）、令和元年5月東京都が作成した石神井川及び白子川流域浸水予想定区域図（改定）、令和3年3月に東京都が作成した隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（改定）に基づく）
- ・最新更新年月：令和5年11月
- ・対象河川：荒川水系神田川、石神井川、隅田川
- ・対象とした雨量：想定最大規模降雨（時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm）

図4 池袋駅周辺のハザードマップ（神田川・石神井川・隅田川版）

1-5 計画の位置付け

- ・ 本計画は、地下空間の連続性を踏まえ、施設管理者間で連携する内容について定めるものであり、各管理者が自らの施設の水防体制を定める計画については、本計画に関わる内容を反映することとし、個々の施設内の体制について規定するものではない。
- ・ 本計画は、豊島区の水防体制との整合を図り、本計画に定めのない事項は各施設管理者が定める防災計画、ならびに、豊島区地域防災計画に準ずるものとする。
- ・ 水防法第15条の2第1項に基づき豊島区地域防災計画に定めのある施設管理者は、別途、法に基づく計画を作成し、区に提出する。この場合、本計画との整合を図るものとする。

第2章 情報収集及び伝達

2-1 情報収集

- ・ 各施設管理者は、浸水の危険性を把握するために情報収集体制を構築する。
- ・ 各施設管理者は、インターネット、テレビ、ラジオ等により、気象情報、洪水予報、豊島区等から提供される防災情報などの情報収集を行う。
- ・ 各施設管理者は、降雨状況により浸水の危険性が高いと判断される場合、地上の状況を目視またはテレビカメラ等により確認を行うなど、警戒活動を実施する。

2-2 情報伝達

- ・ 部会は、各施設管理者間で浸水に係る情報の共有を図るため、施設管理者間における連絡体制を構築する。
- ・ 各施設管理者は、施設内組織における水防体制に従い、浸水に係る情報の共有ならびに、伝達を行う。
- ・ 各施設管理者は、浸水が発生した場合、または、浸水が予想される場合に部会が定めた連絡体制に従って、速やかに情報を伝達する。

第3章 避難誘導

3-1 避難誘導の原則

- ・ 浸水時または浸水が予想される場合には、地下施設利用者の避難を最優先に行う。
- ・ 部会は、地下施設利用者を安全、確実に避難できるよう、各施設管理者が連携した避難誘導計画を定める。
- ・ 各施設管理者は、部会が定める避難誘導計画に従うほか、自らの施設内における誘導を行う場合には、各施設管理者が定める計画に従う。

3-2 避難誘導の開始時期

- ・ 避難誘導の開始は、「池袋地区における地下空間に浸水の危険性があるとき」を原則とする。
- ・ 部会は、各施設管理者間で統一した行動を行うため、避難誘導の基準を定める。ただし、浸水が軽微な場合には、施設管理者ごとの水防責任者（水防法に基づく「統括管理者」相当の者）が判断を行うことができる。
- ・ 豊島区から避難勧告、避難指示が発令された場合、直ちに、地下街等の利用者を避難させるとともに、利用者の安全を確認できた時点で施設内での業務従事者等の避難を速やかに実施する。

3-3 避難経路及び避難場所

- ・ 避難経路および避難場所については、部会で定める。ただし、各管理者の施設内にあっては各管理者が定める。
- ・ 地下への浸水が発生した場合の避難場所は、原則、地上部の安全が確認された場合は地上とし、それ以外の場合は浸水想定等を踏まえた安全な地上階を確保する。
- ・ 地下街等への浸水により甚大な被害が発生した場合、若しくは、地下街等の周辺部で公共交通機関が麻痺するような大規模な水災害が発生した場合は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区等と連携した対応を行う。

3-4 避難誘導の留意事項

- ・ 池袋地区の地上部における地形や地下街等の内部構造を踏まえた避難誘導を行う。
- ・ 放送設備などを使用して、浸水等の状況を説明するとともに、従業員等の指示に従って避難するよう呼びかける。
- ・ エレベーターやエスカレーターなどの電気設備の利用は原則、行わない。

- ・ 停電時の避難誘導を適切に行うため、避難活動等に従事する者は懐中電灯を所持する。
- ・ 地下施設利用者がパニックにならないよう、避難誘導をはじめ、各要員は落ち着いて行動する。
- ・ 高齢者や障がい者など災害時の要配慮者の避難誘導については、施設関係者だけでなく周辺の人に協力を求め迅速に行う。
- ・ 避難経路や避難方法などの案内の多言語化を促進する。国などの動向を踏まえ、外国人が安全に利用できる環境整備を行う。

第4章 浸水防止対策

4-1 浸水防止施設等の把握

- ・ 部会は、各施設の出入口などについて浸水想定に基づき浸水対策が必要な箇所、ならびに、止水板等の浸水防止施設の整備状況、浸水防止を図るための資機材の配置状況を把握し、効果的な浸水防止対策に活用する。
- ・ 各施設管理者は、自ら管理する施設の出入口などに浸水防止施設や資機材を新たに整備または配置した場合には、速やかに部会に報告する。また、既に整備または配置済みの浸水防止施設や資機材が使用できない状態となった場合にも速やかに部会に報告する。

4-2 浸水防止施設等の設置

- ・ 各施設管理者は、自ら管理する出入口などから浸水が確認された場合、または、浸水が予想される場合には、浸水防止施設、または、浸水防止を図るための資機材を速やかに設置する。
- ・ 各施設管理者は、浸水防止施設、または、浸水防止を図るための資機材の設置にあたり、各施設の水防体制に基づき必要な人員を配置する。

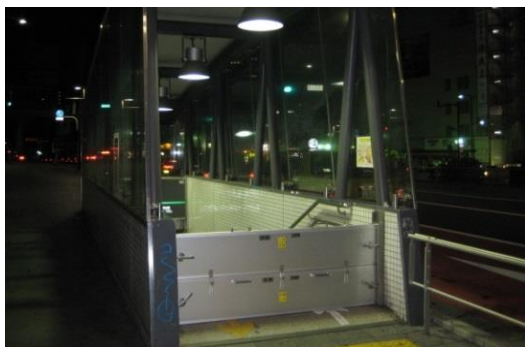


写真 止水板設置例

4-3 浸水防止施設等の管理

- ・ 浸水防止施設、または、浸水防止を図るための資機材を所有する施設管理者は、定期的に点検、整備を行い、非常時に十分に機能が発揮できる状態となるように努める。
- ・ 部会は、浸水防止施設等を所管する施設管理者と連携し、定期的に合同点検を実施するなど、浸水防止施設等の適切な管理に努める。

4-4 浸水防止施設等の整備

- ・ 浸水想定に基づき浸水のおそれがある出入口などのうち、浸水防止施設等が未整備である箇所については、その所有者が整備に努める。
- ・ 部会は、浸水防止施設の整備、または、更新を行う場合の国等の補助、支援制度の情報発信などにより、各施設管理者の負担軽減に努める。

第5章 防災教育

- ・ 各施設管理者は、従業員等に対して水害対策の啓発、意識向上、また、浸水時の対応方法などについて計画的に教育を行う。
- ・ 各施設管理者が実施する防災教育の内容、ならびに、実施時期については以下のとおりとする。

【防災教育の内容】

- ・ 防災意識の向上
- ・ 浸水予防の知識
- ・ 防災体制の周知徹底
- ・ 避難計画の周知徹底
- ・ 施設の防災管理上必要な事項 など

【防災教育の実施時期】

- ・ 各施設の従業員等として施設に配置されたとき、速やかに
- ・ 浸水対策に係る取組に変更があったとき、速やかに
- ・ 各施設の従業員等として業務に従事するとき、定期的に

第6章 防災訓練

- ・ 各施設管理者は、地下街等への浸水に適切に対応するため、従業員等が参加する防災訓練を定期的実施する。
- ・ 部会は、本計画に基づき、地下街等への浸水に適切に対応するため、各施設管理者が参加する防災訓練を定期的実施する。
- ・ 各施設管理者が実施する防災訓練は、部会が実施する訓練と合わせて実施することができる。
- ・ 部会が実施する防災訓練は、図上または実働形式により実施する。
- ・ 部会が実施する防災訓練の内容は以下のとおりとする。

【防災訓練の内容】

- (1) 情報収集・伝達訓練
 - ・ 情報収集及び伝達方法に係る訓練
- (2) 浸水防止訓練
 - ・ 浸水防止を図る施設、設備、資機材等の取扱に係る訓練
- (3) 避難誘導訓練
 - ・ 地下街等滞在者を安全に避難誘導するための訓練

第7章 計画の更新

7-1 計画の更新

- ・ 各施設管理者の連絡先に変更があった場合、速やかに部会に報告し、本計画に反映させる。
- ・ 法令等の改正、浸水想定の見直し、地下街等に接続する各施設の新設・増改築などが行われた場合、部会は本計画への影響を検証の上、必要な更新を行う。
- ・ その他、部会の会員が必要と認めた場合に、部会で検討の上、必要な更新を行う。

7-2 計画の使用

- ・ 本計画は、部会で適切に管理を行う。
- ・ 部会の会員は、部会に許可なく本計画を複写、使用することができる。但し、資料編について複写、使用する場合には、予め部会に許可を求め、かつ、関係者の連絡先や個人情報が含まれる箇所を削除することとする。